

こ安全第799号
令和6年12月2日

各保健所長 様

こども安全課長
(公印省略)

埼玉県朝霞児童相談所の新設等について（通知）

県設置児童相談所につきまして、令和7年度から新たに朝霞児童相談所（一時保護所附設）を設置することとしましたので、お知らせいたします。（令和7年4月1日開所予定）

これに伴い一部の児童相談所の所管区域が変更となりますので、管内医療機関への周知をお願いいたします。

なお、一般社団法人埼玉県医師会及び一般社団法人埼玉県歯科医師会に対しては会員への周知について別途依頼しましたことを申し添えます。

<新設する児童相談所>

名称：埼玉県朝霞児童相談所

所在地：埼玉県朝霞市青葉台1丁目10番63号

電話番号：048-465-4152

※令和7年4月1日（開所予定日）から使用可能となる番号です。

<管轄区域の変更>

別紙

埼玉県福祉部こども安全課
児童相談所整備担当
電話：048-830-3362

別紙

○現行：～令和7年3月31日

児童相談所	所管区域
埼玉県川越児童相談所 (7市10町1村)	川越市、東松山市、 <u>富士見市</u> 、坂戸市、鶴ヶ島市、 <u>日高市</u> 、 <u>ふじみ野市</u> 、 <u>三芳町</u> 、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
埼玉県所沢児童相談所 (8市)	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、 <u>朝霞市</u> 、 <u>志木市</u> 、 <u>和光市</u> 、 <u>新座市</u>

○変更後：令和7年4月1日～

児童相談所	所管区域
埼玉県朝霞児童相談所 (6市1町)	<u>朝霞市</u> 、 <u>志木市</u> 、 <u>和光市</u> 、 <u>新座市</u> 、 <u>富士見市</u> 、 <u>ふじみ野市</u> 、 <u>三芳町</u>
埼玉県川越児童相談所 (4市9町1村)	川越市、東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
埼玉県所沢児童相談所 (5市)	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、 <u>日高市</u>